今後の義務付け・枠付けの見直しに当たっての 具体的に講ずべき措置の方針について(案)

《義務付け・枠付けの見直しの背景》

地方自治体自らの判断と責任において行政を実施していく仕組みに改めるため、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を推進



《第1次見直し・第2次見直し》

地方分権改革推進委員会第2次勧告において見直す必要があるものとされた約4,000条項のうち、第3次勧告で約1,200条項を取り上げ、第1次一括法・第2次一括法案等として法案化



《第3次見直し》

残り約2,800条項のうち、①~③の約1,200条項を取り上げ、 各府省への調査、ワーキンググループとしての検討を実施

- ① 地方からの提言等に係る事項
- ② 通知・届出・報告、公示・公告等
- ③ 職員等の資格・定数等



[具体的に講ずべき措置の方針(案)]

- ① ⇒ 提言等の趣旨が実現される方向で、各府省と議論を行う
- ②・③ ⇒ 許容類型を設定し、非該当のものは見直しを求める (今回追加する許容類型の例)
 - ・認可が許容されている場合の認可申請書の提出
 - ・消費者・利用者保護のための行政処分等の公表 (ただし、公表の形式は地方自治体の判断に委ねることとする。)
 - ・委員会等の委員の、選挙による選任の義務付け

等

※ 各府省の回答は、必要に応じて地域主権戦略会議で議論・検討

(参考) ②・③における許容類型の概要

(「○」は第3次勧告の許容類型(※)、「●」は今回追加する許容類型)

② 通知・届出・報告、公示・公告等

(ア) 国等への通知等

- 同一の行政目的のため権限が割り振られた国・地方自治体の調整に不可欠な場合 ⇒ 意見聴取を許容
- 私人に対する認可を、地方自治体の場合には事前通知に緩和している場合
- 認可等が許容されている場合の認可申請書等の提出
- 私人と同様の認可が許容されている事業に係る、私人と同様の事前通知⇒ 事前通知を許容
- 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合
- 法制度上、事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合
- 地方自治体から受けた通知を国が代わって他の地方自治体に通知する場合

⇒ 事後通知を許容

- (イ) 他の地方自治体への通知等 ●
- (ウ) 私人への通知等 ●

⇒ 通知等を許容

(I) 公示・公告等

- 不特定多数の者の権利制限・義務賦課の効力発生要件又はその周知
- 権利者・利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合
- 〇 後続手続の不可欠の前提である場合
- 第三者対抗要件として行われる場合

⇒ 公示・公告等を許容

- 消費者・利用者保護のための行政処分等の公表
 - ⇒ 「要式性のない公表」を許容し、公表の形式は地方自治体の判断に委ねる

③ 職員等の資格・定数等

- 委員会等の委員の、選挙による選任の義務付け
- 委員会等の委員の、選挙により選任する数
- 関係者の利害調整機関における、具体的利害関係者からの選任の義務付け
- 関係者の利害調整機関における、具体的利害関係者から選任する数

⇒ 資格・定数等の規制を許容

- (※) ②(7)のものは、第3次勧告で、同意、許可・認可等を見直す際に、意見聴取、事前通知等に 改めることを認めた類型
 - ②(エ)のものは、第3次勧告で、計画等の見直しにおいて計画の公表の義務付けを認めた類型

今後の義務付け・枠付けの見直しに当たっての

具体的に講ずべき措置の方針について(案)

<u>1. はじめに</u>

- 地方自治体自らの判断と責任において行政を実施していく仕組みに改めるため、義 務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を推進してきた。
- 〇 地方分権改革推進委員会第2次勧告において見直す必要があるものとされた約4,000条項のうち、第3次勧告で約1,200条項((a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続)を取り上げ、第1次一括法・第2次一括法案等として法案化した(第1次見直し・第2次見直し)。
- 〇 第 10 回地域主権戦略会議「今後の義務付け・枠付けの見直し方針について」(平成 22 年 12 月 27 日)では、地方分権改革推進委員会第 2 次勧告で取り上げられていた義務付け・枠付けで、未だ整理されないまま残されている約 2,800 条項のうち、
 - ① 地方からの提言等に係る事項
 - ② 通知·届出·報告、公示·公告等
 - ③ 職員等の資格・定数等
 - の約 1,200 条項を取り上げ、これらについて重点的な調査審議を行うこととした(第3次見直し)。
- これを受けて、各府省に対し、①~③に該当するものについて、義務付け・枠付け の見直しを行うことを求める形での調査を実施し、その回答を得た。
- 各府省から提出された回答につき、法制的な観点から、ワーキンググループとして 精査を行い、この度、①~③の3つの重点事項について具体的に講ずべき措置の方針 について一定の結論を得た。

2. ①~③について具体的に講ずべき措置の方針

- ①については、地方からの提言等の内容が多岐にわたることから、個別にその内容 を検討し、提言等の趣旨が実現される方向で、各府省と議論を進めてまいりたい。
- ②・③については、具体的に講ずべき措置の方針について別紙のとおり整理した。 今後、この整理をもとに改めて各府省に対して一層の見直しを求めることとしたい。
- 各府省からの回答については、必要に応じて地域主権戦略会議の場で議論すること とし、地域主権改革の更なる進展のため、引き続き検討を進めてまいりたい。

② 通知・届出・報告、公示・公告等

今後の義務付け・枠付けの見直し方針について(抄)

通知・届出・報告、公示・公告等の義務付け・枠付けについては、次のとおり分類できる。

- (ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等
- (イ)上記以外の他の地方自治体に対する通知・届出・報告等
- (ウ)私人等に対する通知・届出・報告等
- (エ)公示・公告等

これらについては、これまでの見直しにおける検討の成果を踏まえて、以下のとおり取り組むこととする。

- ・(ア)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等及び (エ)公示・公告等を優先して調査審議の対象とする。
- ・(ア)及び(エ)について、原則として、通知・届出・報告、公示・公告等の義務付けを廃止すべきである。(単なる奨励にとどめることを含む。)

なお、(ア)についてより弱い形態への移行等の方法も併せて検討する。

(1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、次のいずれかに該当するもの1

- (ア) 市町村が国、都道府県に対して行う通知・届出・報告、意見聴取等、都道府県が国に対して行う通知・届出・報告、意見聴取等²³
- (イ) 都道府県、市町村が国、都道府県、市町村に対して行う通知・届出・報告、意見聴取等の うち(ア)以外のもの²³

市町村が市町村に対して行う協議、都道府県が都道府県、市町村に対して行う協議 市町村が市町村から受ける同意、許可・認可・承認、都道府県が都道府県、市町村から受 ける同意、許可・認可・承認

- (ウ) 都道府県、市町村が行う通知・届出・報告、意見聴取等のうち(ア)(イ)以外のもの² 都道府県、市町村が国、都道府県、市町村以外に対して行う協議 都道府県、市町村が国、都道府県、市町村以外から受ける同意、許可・認可・承認
- (エ) 公示・公告・公表、閲覧・縦覧等
- (2)「②(7)国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等」に係る具体的に講ずべき措置の方針

¹ 通知・届出・報告、公示・公告等を義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここに含む。

² 計画や申請書等の情報を記載した文書の交付・送付・添付・提出を含む。

³ 法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して通知・届出・報告、意見聴取等を行うことを義務付けており、国、 都道府県がその施設管理者としての立場で通知・届出・報告、意見聴取等を受けるものは(ア)に含めず、(イ)に含める。また、市町村が国、都道府 県に対して行う通知・届出・報告、意見聴取等であって、国、都道府県に対しても同様に市町村に対して通知・届出・報告、意見聴取等を行うこと が義務付けられている場合、都道府県が国に対して行う通知・届出・報告、意見聴取等であって、国に対しても同様に都道府県に対して通知・届 出・報告、意見聴取等を行うことが義務付けられている場合も、同様に、(ア)に含めず、(イ)に含める。

(1) の見直し対象範囲のうち、(r)については、(iv)の場合に意見聴取、(v)の場合に事前報告・届出・通知、(vi)の場合に事後報告・届出・通知をそれぞれ許容し、いずれにも該当しない場合には廃止⁴する。なお、(iv)①、(v)①、(vi)①②については、地方分権改革推進委員会第3次勧告において、それぞれ意見聴取、事前報告・届出・通知、事後報告・届出・通知を許容するものと位置付けられているものである 5 。

なお、対象となる行為が、当該行為より強い形態が許容される類型に該当する場合には存置を 許容するが、その場合にあっても、当該行為を改めて、より強い形態の行為とすることは許容さ れない。

(iv) 意見聴取を許容する場合は次のとおり。

① 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が 配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合

(v) 事前報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの
- α 協議、意見聴取を行い、又は同意、許可・認可・承認を受けるための書類の提出を義務付ける規定であって、当該協議、意見聴取、同意、許可・認可・承認が第2次勧告「義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマール」。に該当する場合又は第3次勧告「(b)協議、同意、許可・認可・承認」若しくは「(c)計画等の策定及びその手続」において事前報告・届出・通知まで許容される類型に該当する場合で
- β 第3次勧告「(b)協議、同意、許可・認可・承認」において3①に該当するとされた事業 ⁸について、私人に対して事前報告・届出・通知を行うものとされている事務を地方自治体が行う場合

(vi) 事後報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合
- ② 法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合
- α 都道府県に対して国への情報連絡を義務付ける規定又は市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付ける規定であって、法制度上当然に、情報連絡を受けた国がそのまま都道府県・市町村へ情報連絡し、又は情報連絡を受けた都道府県がそのまま市町村へ情報連絡するものとされている場合⁹

_

⁴ 単なる奨励にとどめることを含む。

⁵ 第3次勧告「(b) 協議、同意、許可・認可・承認」において協議、同意、許可・認可・承認が許容された類型(1a~3①)に該当する場合は、それより弱い形態である通知・届出・報告等を許容する。

また、第3次勧告では、「(i)(ii)(iv)(v)の項目のうち下破線部分には該当しないが、それ以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない程度に応じて個々に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協議、同意を要しない協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。」としており、今回の見直し対象にそれに該当するものがあれば、同じ取扱いとする。

^{6 「}義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」(i ~vii)及び「「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」(ア~キ)をいう。

⁷ 第3次勧告上、認可を事前報告・届出・通知とすべきとされたものの、法改正に至らなかった認可に係る認可申請書の提出についてもこれにより 許容することとなるが、その趣旨は、認可を許容するという趣旨ではなく、第3次勧告のとおり認可を事前報告・届出・通知とすれば認可申請書は 事前報告・届出・通知書類となると考えられるため、その意味で事前の書類の提出を許容するという趣旨である。

⁸ 第3次勧告において現に3①に該当するとされた事業に限る。

⁹ 都道府県・市町村から情報連絡を受け取った国・都道府県がそのまま、法制度上当然に、それを都道府県・市町村に情報連絡する場合に限る。 したがって、例えば、情報連絡を受け取った国・都道府県が研究の参考にする場合や、白書・統計の資料として使う場合、また、国・都道府県が 得た情報が都道府県・市町村に必ずしもフィードバックされることになっていない場合は、これには該当しない。

- (3)「②(4) 上記以外の他の地方自治体に対する通知・届出・報告等」に係る具体的に講ずべき 措置の方針
 - (1) の見直し対象範囲のうち、(イ)については存置を許容する。
- (4)「②(ウ) 私人等に対する通知・届出・報告等」に係る具体的に講ずべき措置の方針
 - (1) の見直し対象範囲のうち、(ウ)については存置を許容する。
- (5)「②(I)公示・公告等」に係る具体的に講ずべき措置の方針
- (1) の見直し対象範囲のうち、(エ)については、公示・公告等に係る規定そのものを廃止するか、又は公示・公告等に関する努力・配慮義務に係る規定とする。

ただし、次の①~甲の場合に限定して存置を許容する。なお、①~③については、地方分権改革推進委員会第3次勧告において、計画等に係る公示・公告等を許容するものと位置付けられているものである。

- ① 不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合
- ② 権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合
- ③ 意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合
- 甲 特定の者に権利を付与し、他の者の権利を失わせるために、第三者対抗要件として行われる 場合

また、次の乙の場合には、要式性のない公表10又は縦覧・閲覧11を許容する。

乙 不特定多数の者が、不適格な施設を利用し、又は不適格な事業者と取引することにより、その利益が害されるおそれがある場合に、施設又は事業者の適格又は不適格を周知する手段として行われる場合

③ 職員等の資格・定数等

今後の義務付け・枠付けの見直し方針について(抄)

原則として、資格、定数、任期の規制や構成員の法定を廃止すべきである。(単なる奨励にとどめることを含む。)

なお、資格、定数、任期の規制、構成員の法定等について条例への委任等の方法も併せて検討する。

^{10 「}要式性のない公表」とは、いかなる形式によるかを問わず、一般国民若しくは一定地域の住民又は少なくとも不特定多数の人々が知ることのできる状態に置くことをいう。「要式性のない公表」の義務付けがなされている場合、官報や地方自治体の公報への掲載、新聞紙への掲載、掲示場における掲示、インターネットホームページへの掲載、刊行物の発行等のいずれの形式によっても、公表しなければならないとする法的義務が充足される。「公示」、「公告」等として法文上規定されている場合であっても、この定義に当てはまる場合にはこれに含む。

¹¹ 書面等による方法によるか、インターネットホームページへの掲載等の電磁的記録による方法によるかを問わず、いかなる形式によっても、縦 覧・閲覧の法的義務が充足されるものに限る。

(1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、法定されている職(委員会や審議会の委員を含む。) について、次のいずれかを規定するもの

- (ア) 必要な資格、地位(充て職)、職務経験、抽象的な能力・資質等
- (イ) 定数・任期

(2) 見直しの方法

見直し対象について、廃止¹²するか、又は条例への委任の措置を講ずる。条例へ委任する場合に、国が条例制定に関する基準を示すことは極力抑制されるべきであるが、必要最小限のものを、条例制定に当たって「参酌すべき」基準¹³として規定することは許容する。

ただし、次の $p1\sim q2$ の場合に限定して存置を許容する。(この場合、存置せず、条例委任した上で「従うべき基準」 13 として示すことも許容する。)

- p1 選挙により選任しなければならない旨の義務付け
- p2 選挙により選任しなければならない者の数(これとの関係で特に示す必要がある場合は、選挙により選任しない者の数を含む。)
- q1 関係者の利害を調整する機関において、具体的な利害関係者から選任し、又は選任してはならない旨の義務付け
- q2 関係者の利害を調整する機関において、具体的な利害関係者から選任しなければならない者の数(これとの関係で特に示す必要がある場合は、具体的な利害関係者から選任しない者の数を含む。)

(3) 条例へ委任する場合の制定主体

条例に委任する場合、条例制定の主体は、任命・任用・選任・指定・推薦・委嘱に当たっての 資格・定数等の規制であれば、当該任命・任用・選任・指定・推薦・委嘱をする地方自治体とす る。

例えば、国が委嘱する職について地方自治体¹⁴が推薦する際に、推薦すべき者の資格・定数等が規制されている場合は、当該推薦をする地方自治体が条例制定の主体となるべきである。

^{12 「}廃止」とは、資格・定数等に係る義務付けの全部の廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)によって、資格・定数等を条例で設定するか否かを含めて地方自治体の判断によるものとする見直しである。努力義務、配慮義務など、個別具体的な方法を含まない一般的な原則・方針にとどめる見直しを行う場合を含む。

¹³ 条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)及び「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の整理同様、次のとおりとする。

[○] 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

[○] 参酌すべき基準

地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

¹⁴ 地方自治体に設置される機関を含む。

「②(ア) 国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する 市町村からの通知・届出・報告等」に係る具体的に講ずべき措置の方針

記号	意味	具体的に講ずべき措置
4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担	意見聴取を許容
	う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合	
5①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合で	
	あって、事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの	
	協議、意見聴取を行い、又は同意、許可・認可・承認を受けるための書類の提出を	
	義務付ける規定であって、当該協議、意見聴取、同意、許可・認可・承認が第2次	
	勧告「義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマール」(※)に該当する	
	場合又は第3次勧告「(b) 協議、同意、許可・認可・承認」若しくは「(c) 計画等の策	
<u>5 α</u>	定及びその手続」において事前報告・届出・通知まで許容される類型に該当する場	事前報告・届出・通知
	合	を許容
	※「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」(i~vii)及び「「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」 (ア〜キ)をいう。	
	第3次勧告「(b) 協議、同意、許可・認可・承認」において 3①に該当するとされた事	
<u>5 β</u>	業について、私人に対して事前報告・届出・通知を行うものとされている事務を地	
	方自治体が行う場合	
6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合	
62	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合	
<u>6 α</u>	都道府県に対して国への情報連絡を義務付ける規定又は市町村に対して国・都	事後報告・届出・通知
	道府県への情報連絡を義務付ける規定であって、法制度上当然に、情報連絡を受	を許容
	けた国がそのまま都道府県・市町村へ情報連絡し、又は情報連絡を受けた都道府	
	県がそのまま市町村へ情報連絡するものとされている場合	
×	いずれにも該当しない場合	見直し対象を
	ひ・7 101~002 コンジャングロ	廃止すべき

(備考)

- 1. 第3次勧告「(b) 協議、同意、許可・認可・承認」において協議、同意、許可・認可・承認が許容された類型(1a~3①)に該当する場合は、それより弱い形態である通知・届出・報告等を許容する。
- 2. 法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して通知・届出・報告、意見 聴取等を行うことを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で通知・届出・報告、 意見聴取等を受けるものは②(ア)に含めず、②(イ)に含める。また、市町村が国、都道府県に対して行う 通知・届出・報告、意見聴取等であって、国、都道府県に対しても同様に市町村に対して通知・届出・報 告、意見聴取等を行うことが義務付けられている場合、都道府県が国に対して行う通知・届出・報告、意 見聴取等であって、国に対しても同様に都道府県に対して通知・届出・報告、意見聴取等を行うことが義 務付けられている場合も、同様に、②(ア)に含めず、②(イ)に含める。

「②(イ) ②(ア)以外の他の地方自治体に対する

通知・届出・報告等」に係る具体的に講ずべき措置の方針

記号	意味	具体的に講ずべき措置
<u>2(1)</u>	②(ア)以外の他の地方自治体に対する通知・届出・報告等	通知・届出・報告等を
		許容

(備考)

1. 法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して通知・届出・報告、意見 聴取等を行うことを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で通知・届出・報告、 意見聴取等を受けるものは②(ア)に含めず、②(イ)に含める。また、市町村が国、都道府県に対して行う 通知・届出・報告、意見聴取等であって、国、都道府県に対しても同様に市町村に対して通知・届出・報 告、意見聴取等を行うことが義務付けられている場合、都道府県が国に対して行う通知・届出・報告、意 見聴取等であって、国に対しても同様に都道府県に対して通知・届出・報告、意見聴取等を行うことが義 務付けられている場合も、同様に、②(ア)に含めず、②(イ)に含める。

「②(ウ) 私人等に対する通知・届出・報告等」に係る 具体的に講ずべき措置の方針

記号	意味	具体的に講ずべき措置
<u>②(ウ)</u>	私人等に対する通知・届出・報告等	通知・届出・報告等を
		許容

「②(エ)公示・公告等」に係る具体的に講ずべき措置の方針

記号	意味	具体的に講ずべき措置
c4①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件	公示・公告・公表等の 存置を許容
	又は内容を周知する手段として行われる場合	
c4②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を	
	付与するために行われる場合	
c4③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合	
- 4 H	特定の者に権利を付与し、他の者の権利を失わせるために、第三者対抗要件とし	
<u>c4 甲</u>	て行われる場合	
<u>c4 Z</u>	不特定多数の者が、不適格な施設を利用し、又は不適格な事業者と取引すること	要式性のない公表又は縦覧・閲覧を許容
	により、その利益が害されるおそれがある場合に、施設又は事業者の適格又は不	
	適格を周知する手段として行われる場合	
×		廃止又は公示・公告・
	いずれにも該当しない場合	公表等に関する努力・
		配慮義務に係る規定化

(備考)

- 1. 「要式性のない公表」とは、いかなる形式によるかを問わず、一般国民若しくは一定地域の住民又は少なくとも不特定多数の人々が知ることのできる状態に置くことをいう。「要式性のない公表」の義務付けがなされている場合、官報や地方自治体の公報への掲載、新聞紙への掲載、掲示場における掲示、インターネットホームページへの掲載、刊行物の発行等のいずれの形式によっても、公表しなければならないとする法的義務が充足される。「公示」、「公告」等として法文上規定されている場合であっても、この定義に当てはまる場合にはこれに含む。
- 2. c4 乙によって許容される「縦覧・閲覧」は、書面等による方法によるか、インターネットホームページへの 掲載等の電磁的記録による方法によるかを問わず、いかなる形式によっても、縦覧・閲覧の法的義務が 充足されるものに限る。

「③職員等の資格・定数等」に係る具体的に講ずべき措置の方針

記号	意味	具体的に講ずべき措置
<u>p1</u>	選挙により選任しなければならない旨の義務付け	・ 存置、又は条例委任した上で「従うべき基準」 ・ として示すことを許容
<u>p2</u>	選挙により選任しなければならない者の数	
	(これとの関係で特に示す必要がある場合は、選挙により選任しない者の数を含	
	む。)	
<u>q1</u>	関係者の利害を調整する機関において、具体的な利害関係者から選任し、又は選	
	任してはならない旨の義務付け	
	関係者の利害を調整する機関において、具体的な利害関係者から選任しなけれ	
<u>q2</u>	ばならない者の数	
	(これとの関係で特に示す必要がある場合は、具体的な利害関係者から選任しな	
	い者の数を含む。)	
×		廃止、又は条例委任し
	いずれにも該当しない場合	た上で「参酌すべき基
		準」を示すことを許容

(備考)

- 1. 「廃止」とは、資格・定数等に係る義務付けの全部の廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)によって、 資格・定数等を条例で設定するか否かを含めて地方自治体の判断によるものとする見直しである。努力 義務、配慮義務など、個別具体的な方法を含まない一般的な原則・方針にとどめる見直しを行う場合を 含む。
- 2. 条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、「地方分権改革推進計画」(平成 21 年 12 月 15 日閣議決定)及び「地域主権戦略大綱」(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)の整理同様、次のとおりとする。
 - 〇 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲 内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されな いもの

○ 参酌すべき基準

地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが 許容されるもの